

教育委員会会議提出議案

第20号

福岡県立高等学校学則等の一部を改正する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

平成31年3月22日
教 育 長

(理由)

学習指導要領の改訂（平成30年文部科学省告示第68号等）及び移行期間における特例（平成30年文部科学省告示第172号等）が定められたことに伴い、所要の規定の改正を行うもの。

福岡県立高等学校学則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十一年 月 日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第 号

福岡県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(福岡県立高等学校学則の一部改正)

第一条 福岡県立高等学校学則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

(福岡県立特別支援学校学則の一部改正)

第二条 福岡県立特別支援学校学則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

(福岡県立中等教育学校学則の一部改正)

第三条 福岡県立中等教育学校学則（平成十五年福岡県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第九条中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の福岡県立高等学校学則、福岡県立特別支援学校学則及び福岡県立中等教育学校学則の規定は、平成三十一年度以降に入学する者から適用し、平成三十一年三月三十一日以前に入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第九十一条（同令第百十三条第一項及び第百三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定により同日後に入学した生徒で同日以前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。）に係る単位の認定については、なお従前の例による。

福岡県立高等学校学則（昭和三十一年福岡県教育委員会規則第十四号）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(単位の認定)</p> <p>第九条 校長は、生徒が教育指導計画に従つて各教科・科目を履修し、及び総合的な探究の時間において学習活動を行い、その成果が、それらの目標又はねらいからみて満足できると認められる場合は、所定の単位を修得したことを認定する。</p>	<p>(単位の認定)</p> <p>第九条 校長は、生徒が教育指導計画に従つて各教科・科目を履修し、及び総合的な学習の時間において学習活動を行い、その成果が、それらの目標又はねらいからみて満足できると認められる場合は、所定の単位を修得したことを見定する。</p>

改 正 案

現 行

(単位等の認定)

第八条 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者を教育する特別支援学校の高等部においては、校長は、生徒が教育指導計画に従つて各教科・科目を履修し、及び総合的な探究の時間において学習活動を行い、その成果が、それらの目標又はねらいからみて満足できると認められる場合は、所定の単位を修得したことを認定する。

2 (略)

(単位等の認定)

第八条 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者を教育する特別支援学校の高等部においては、校長は、生徒が教育指導計画に従つて各教科・科目を履修し、及び総合的な探究の時間において学習活動を行い、その成果が、それらの目標又はねらいからみて満足できると認められる場合は、所定の単位を修得したことを認定する。

2 (略)

福岡県立中等教育学校学則（平成十五年福岡県教育委員会規則第八号）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（単位の認定）</p> <p>第九条 校長は、後期課程の生徒が教育指導計画に従つて各教科・科目を履修し、及び総合的な探究の時間において学習活動を行い、その成果が、それらの目標又はねらいからみて満足できると認められる場合は、所定の単位を修得したことを認定する。</p>	<p>（単位の認定）</p> <p>第九条 校長は、後期課程の生徒が教育指導計画に従つて各教科・科目を履修し、及び総合的な学習の時間において学習活動を行い、その成果が、それらの目標又はねらいからみて満足できると認められる場合は、所定の単位を修得したことを認定する。</p>